

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 5 定期監査	保育課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。</p> <p>春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適切な納入期限を設定されたい。</p>	注意	<p>行政財産目的外使用料の徴収にあたっては、事務手続について課内研修を行い、条例等に基づく適切な納入期限の設定を徹底することで適正な事務執行に努めます。</p>	措置済